

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	13	府省庁名 内閣府政策統括官（防災担当）
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	鉄道の耐震対策に係る特例措置の見直し	
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等において、曲げせん断破壊による損傷を防止することを目的とした耐震対策により取得した以下の施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1日当たりの平均片道断面輸送量が1万人以上の線区において、鉄道施設総合安全対策事業に係る補助金を受けて取得したラーメン橋台 ・ 特例措置の内容 固定資産税：課税標準を5年間2/3 	
関係条文	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> 地方税法附則第15条第27項 地方税法施行規則附則第6条第59項、第60項 </div>	
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] ▲44 (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震の切迫性が高まる中、令和4年3月に発生した福島県沖を震源とする地震による被害を踏まえ、鉄道施設の耐震対策を推進することで、地震時において、鉄道利用者の安全確保等を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 首都直下地震・南海トラフ地震の切迫性等を踏まえ、令和4年度を目標として、利用者の多い線区を中心に鉄道施設の「せん断破壊（※1）」を防止する耐震対策を集中的に進めてきた結果、本年度末時点において100%に近い耐震化率を達成することが見込まれている。しかしながら、令和4年3月に発生した福島県沖を震源とする地震においては、これまで集中的に対策を進めてきた「せん断破壊」とは異なる「曲げせん断破壊（※2）」がラーメン橋台（※3）に生じ、軌道沈下等の大きな損傷が発生した。 今回の被害を踏まえ、検証委員会を立ち上げ、損傷メカニズムを検証した結果、首都直下地震・南海トラフ地震が発生した場合、ラーメン橋台に同様の破壊が多く発生し甚大な被害が生じる恐れがあることが判明した。そのため、検証委員会における検証結果を踏まえ、切迫する巨大地震に対応するため、ラーメン橋台の「曲げせん断破壊」を防止する対策を緊急的に促進するため、本特例措置を見直す。 ※1：構造物の耐力が急激に失われ、構造物全体の崩壊を引き起こす破壊 ※2：鉄筋コンクリートにおいて、鉄筋の効力が発揮された後に、せん断破壊に類する損傷が生じる破壊 ※3：柱と梁が一体となったラーメン構造を用いて橋桁を支える構造物</p>	
本要望に対応する縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標：5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標：14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する</p> <p>(内閣府) 政策：7. 防災 施策：7. 防災に関する施策の推進</p>
	政策の達成目標	首都直下地震及び南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等の1日当たりの平均片道断面輸送量が1万人以上の線区におけるラーメン橋台の耐震化率：概ね100%（令和9年度末）
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	首都直下地震及び南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等の1日当たりの平均片道断面輸送量が1万人以上の線区におけるラーメン橋台の耐震化率：約6割
	政策目標の達成状況	首都直下地震及び南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等の1日当たりの平均片道断面輸送量が1万人以上の線区におけるラーメン橋台の耐震化率：約4割
有効性	要望の措置の適用見込み	令和5年度に13事業者
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	鉄道施設の耐震対策については、初期投資に多大な費用がかかる上、施設の維持管理にも費用がかかるため、償却資産に対する固定資産税を減額することにより、取得した施設の維持管理に係る負担が軽減されることから、施設整備に対するインセンティブとして有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	鉄道施設総合安全対策事業費補助 18,081百万円の内数（令和5年度概算要求額）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の補助制度は、耐震対策のための初期投資の負担を軽減するものである一方、本特例措置は、施設を整備した後に増大する固定資産税を軽減することにより、ランニングコストの負担の低減を図るものである。
	要望の措置の妥当性	鉄道施設の耐震対策には、多大な費用がかかる上、施設の維持管理にも費用がかかるため、補助制度により施設の取得に係る負担を軽減するとともに、本特例措置を通じて維持管理に係る負担の軽減によるインセンティブを与えることが必要であることから、政策の達成のための手段として妥当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<table border="0"> <tr> <td>平成 29 年度実績</td> <td>212 百万円 (29 事業者)</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度実績</td> <td>266 百万円 (32 事業者)</td> </tr> <tr> <td>令和元 年度実績</td> <td>241 百万円 (34 事業者)</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度実績</td> <td>158 百万円 (33 事業者)</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度実績</td> <td>118 百万円 (30 事業者)</td> </tr> </table>	平成 29 年度実績	212 百万円 (29 事業者)	平成 30 年度実績	266 百万円 (32 事業者)	令和元 年度実績	241 百万円 (34 事業者)	令和 2 年度実績	158 百万円 (33 事業者)	令和 3 年度実績	118 百万円 (30 事業者)
平成 29 年度実績	212 百万円 (29 事業者)										
平成 30 年度実績	266 百万円 (32 事業者)										
令和元 年度実績	241 百万円 (34 事業者)										
令和 2 年度実績	158 百万円 (33 事業者)										
令和 3 年度実績	118 百万円 (30 事業者)										
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>課税標準（固定資産の価格）</p> <table border="0"> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>14,139,306 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>18,258,853 千円</td> </tr> <tr> <td>令和元 年度</td> <td>20,875,581 千円</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>18,190,798 千円</td> </tr> </table>	平成 29 年度	14,139,306 千円	平成 30 年度	18,258,853 千円	令和元 年度	20,875,581 千円	令和 2 年度	18,190,798 千円		
平成 29 年度	14,139,306 千円										
平成 30 年度	18,258,853 千円										
令和元 年度	20,875,581 千円										
令和 2 年度	18,190,798 千円										
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本特例措置を通じて、取得した施設の維持管理にかかる負担が軽減されることから、施設等の整備・導入に対するインセンティブとして有効である。</p>										
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>首都直下地震・南海トラフ地震で震度 6 強以上が想定される地域等における緊急輸送道路と交差・並走する線区の高架橋等（ロッキング橋脚を有する橋りょうを含む）の耐震化率（令和 4 年度末達成目標） 99%</p>										
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>令和 3 年度末達成率 98%</p>										
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 25 年度税制改正要望提出（創設） 平成 27 年度税制改正要望提出（延長） 平成 29 年度税制改正要望提出（延長） 平成 30 年度税制改正要望提出（延長・拡充）：適用対象施設の見直し 令和 2 年度税制改正要望提出（延長） 令和 4 年度税制改正要望提出（延長）</p>										